大切なお知らせ

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）ご案内

子育て世帯の支援のため、
新たな給付金の支給を実施します
※ひとり親世帯分で対象児童分の給付金を受取済みの方は対象外です

1. 支給対象者

■ ①②**の両方に当てはまる方**で、同給付金のひとり親世帯分で対象児童分の給付金を受け取っていない方
① **18歳未満**（令和3年3月31日時点。令和4年2月28日生まれまで）の児童（特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満）を養育する父母等
②次のⒶⒷいずれかに当てはまる方
Ⓐ令和3年度**住民税（均等割）が非課税**
Ⓑ令和3年1月1日以降の**収入が急変し、住民税非課税相当の収入**となった

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方については、別途個別通知の上、7月28日が支給日となっています。

2. 支給額

児童1人当たり　一律　5万円

3. 支給手続き

窓口での申請必要
申請期間：令和3年8月2日（月）～令和4年2月28日（月）

Ⅰ. 対象者のうち、①かつ②-Ⓐに当てはまる方

例：高校生のみを養育している、令和3年度未申告、所得更正で非課税になった、先に給付金を受給しているが新たに児童が出生等で増加した、等

Ⅱ. 対象者のうち、①かつ②-Ⓑに当てはまる方

例：令和3年度住民税（均等割）課税もしくは課税見込で、令和3年1月分以降の養育者（双方）が《家計急変者の収入要件》を満たす

■ 窓口で**申請が必要**です。
■ 《家計急変者の収入要件》及び必要書類については、裏面をご覧ください。

■ 厚生労働省
コールセンター
0120-811-166
（受付時間：平日9:00～18:00）

【申請窓口】
■ 交野市役所（受付時間：平日9:00～17:30）
市民課　072-892-0121
子育て支援課　072-893-6406
【制度全般についてのお問い合わせ】
■子育て支援課　072-893-6406

Ⅲ．収入要件・申請に必要な書類

《家計急変者の収入要件》

〈1〉新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、

〈2〉令和3年1月以降の任意の1か月の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入）合計額を12か月換算した年間収入見込額が、非課税相当収入限度額より低い場合

《非課税相当収入限度額》

申請者と配偶者それぞれの収入が、右表の金額未満の場合に、非課税相当とみなされ支給対象となります。

世帯人数	非課税相当収入限度額
計2人	156.0万円
計3人	205.7万円
計4人	255.7万円
計5人	305.7万円
計6人	355.7万円

※右表の金額未満でない場合でも「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給対象となることがあります。

※世帯人数＝申請者本人＋年収103万円以下の同一生計配偶者＋扶養親族（16歳未満含む）の合計

※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は最低限度額204.3万円

《申請に必要な書類》

	児童手当受給者（公務員以外）		児童手当受給者（公務員）		特別児童扶養手当受給者		16～18歳の児童のみを養育	
	申請者	配偶者	申請者	配偶者	申請者	配偶者	申請者	配偶者
本人確認書類	●		●		●		●	
マイナンバー確認書類	●	●	●	●	●	●	●	●
口座の確認できるもの			●				●	
所属庁の証明			●					
家計急変（①かつ②-Ⓑ）で申請する場合	●	●	●	●	●	●	●	●
	給与収入⇒給与明細書などの***収入額***が分かる書類 事業収入又は不動産収入⇒帳簿などの***収入額***が分かる書類 公的年金収入（非課税除く）⇒年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの***控除前の支給額***が分かる書類 ※上記のうち令和3年1月以降の任意の1か月分で、該当するもの全てが必要 ※総支給額等、控除前の額が分かるものが必要 ※収入が全くない場合は、ご相談ください							

※その他、児童と別居している場合など、個別事情に応じて必要となる書類等があります。

4．支給日

■ 受付・審査後、不備等がなければ受付日の翌月末頃に振込予定です。

■ 支給決定通知書もしくは不支給決定通知書を、受付日の翌月中旬頃にお送りしますので、ご確認ください。

【ご注意ください】

※給付金を受け取った後に支給要件に該当しないことが判明した場合、返還していただく必要があります。（遅れて確定申告を行った結果、住民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）

※指定された口座が振込不能等で振り込めず、令和4年2月28日までに確認が取れない場合、不支給となります。

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。